

「フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育」のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部

高所からの墜落災害を防止するため安全衛生法令が改正され、高さ2m以上の箇所において作業床を設けることが困難な場合に、フルハーネス型墜落制止用器具を使用して作業を行なう労働者に対して、労働安全衛生法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条第41号)の規定により、事業者に特別教育の実施が義務付けられました。

つきましては、この特別教育を下記により実施することと致しましたので、当該作業に従事する方又は従事することが予定されている方は、受講されますようご案内します。

記

1. 日時 令和6年11月28日(木) (学科) 9:00~14:30(受付8:45から)
(実技) 14:40~16:50
2. 場所 伯耆しあわせの郷(倉吉市小田458)

3. 日程

[学科]

科 目	時 間	講 師
①作業に関する知識	9:00~10:00	1級とび技能士 フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育インストラクター 吉森英樹氏
②フルハーネス型墜落制止用器具に関する知識	10:00~12:00	
③労働災害の防止に関する知識	13:00~14:00	
④関係法令	14:00~14:30	

[実技] 14:40~16:50(2時間10分、休憩含む)

4. 受講料 鳥取県労働基準協会会員 1人 10,000円(テキスト代込)
(消費税10%対象、内税909円)
非会員 1人 12,000円(テキスト代込)
(消費税10%対象、内税1,090円)

5. 申込方法

- (1) 受講定員は30名です。定員になり次第募集を締め切ります。
- (2) **令和6年11月20日(水)**までに別紙「受講申込書」により、郵送又はFax(0858-22-9054)で当協会中部支部へ申込んで下さい。受講料は、申込み締切日までに、ご持参・現金書留・銀行振込によりお支払い願います。

※振込先

口座番号	鳥取銀行倉吉支店(普)	0207231
名義人	(一社)鳥取県労働基準協会中部支部	

6. その他

- (1) 受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場にお越し下さい。
- (2) 受講に際しては、特別教育等受講者記録（受講証）を持参し、受付時に提出して下さい。
なお、受講者ごとにも「修了証」を交付します。
- (3) 受講申込み後の取消し（含む、欠席）は、11月20日（水）までに連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんので、ご了承願います。
- (4) 「フルハーネス型墜落制止用器具、ランヤード」をお持ちの方は、一式を持参し、実技の受講に相応しい服装（サンダル履き不可）で出席して下さい。
- (5) この特別教育は、「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）」の助成対象になります。詳細については、鳥取労働局職業安定部職業安定課（TEL：0857-29-1707）へお問合せ下さい。
- (6) 申込み、問合せ先
（〒682-0811） 倉吉市上灘町 115-1 （有）河崎組 3F
（一社）鳥取県労働基準協会中部支部 登録番号：T5270005000526
（T e l ・ F a x 兼 用 0 8 5 8 - 2 2 - 9 0 5 4）

(別 紙)

「フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育」受講申込書

(11月28日開催)

受講者氏名	生年月日	備考
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	

(★ 下欄にもご記入願います。)

(1) 鳥取県労働基準協会へ加入の有無 (加入 ・ 未加入) (いずれかに○印を付して下さい。)
(2) 受講者数 (名)、 受講料 計 (円)
(3) 受講料の支払い方法 (持参 ・ 現金書留 ・ 銀行振込) (いずれかに○印を付して下さい。)
(4) インボイス発行希望 (する ・ しない) (いずれかに○印を付して下さい。)
* 希望する場合はいずれかに○をして下さい (請求書 ・ 領収書)

上記のとおり申込みます。

令和 6 年 月 日

事業場名 :

所在地 :

(連絡先電話番号 : - -)

代表者職氏名 :

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部長 殿

(T e l ・ F a x 兼用 0 8 5 8 - 2 2 - 9 0 5 4)

(申込書に記載された事項は、修了証交付の目的以外には使用しません。)